

# 昭和恐慌期における重要産業統制法の分析視角

——代表的見解の検討を中心として——

平 沢 照 雄

## 目 次

序

### I. 独占資本の支配力強化説の検討

1. 高瀬説の概要

2. 高瀬説の問題点

### II. 「国民経済の合理化」説の検討

1. 宮島説の概要

2. 宮島説の問題点

### III. 重要産業統制法の分析視角

結語

## 序

周知のように資本主義世界は、1929年の世界恐慌を契機として深刻な体制不安に陥り、その政策的対応をせまられるなかで現代資本主義体制へと移行することになった。したがって、大恐慌下における資本主義体制の転換をとらえるにあたっては、そこで登場してくる政策がいかなる特質を有しており、それまでの帝国主義政策といかなる点で異なっているのか、という点の分析が研究上重要な意味をもつことになるのは改めていうまでもなからう。その場合、本稿が分析対象として取上げる重要産業統制法（「重要産業ノ統制ニ関スル法律」）は、大恐慌の影響が本格化するなかで登場した当該期の日本における重要政策の一つであった。すなわち本法は、恐慌の影響が深刻化する30年秋以降本格的審議の対象となるに至り、やがて翌31年3月成立が実現、同年8月施行に移されたのである。その意味で、本法は日本資本主義が恐慌下の体制不安に対処し、現代資本主義体制へと移行してゆく過程で登場した新たな経済政策として注目することができよう。

また目を転じてこれを世界的にみれば、大恐慌以後、他の先進資本主義国でも産業統制法が次々と登場することになるのであって、本法の成立は、いわばそうした世界的に同時的な歴史現象の一環として位置付けることができる。しかも、部分的には諸外国のカルテル立法（例えば1919年制定のドイツ「カリ経済の統制に関する法律」など）の影響を受けているとはいえ、それらの立法が未だ特定業種に限定されたものにすぎなかったのに対して、日本の重要産業統制法は、対象部門を予め銘記しない産業統制の一般的立法として、その包括性において世界で最初の画期的産業統制法であった。そして以後、このような包

---

（注1）なぜ日本が先駆をなしたのかという点は、未だ推測の域を出ないが、大恐慌への政策的対応が必要とされた際、独占組織力の強固な米・独に比べてその形成が遅れ、さらには組織力もはなはだ脆弱な産業が多かった日本の事情が、恐慌下での助成策をいち早く講じさせることとなったものと考えられる。

括的な産業統制法がイタリア（強制カルテル設立法，1932年），ドイツ（同上，1933年），アメリカ（NARA，1933年）と踵を接して資本主義世界に登場したのである。その意味で，本法は現代資本主義体制への移行という世界的傾向の先駆をなすものとしても注目することができると思われる。

さらに，このことを経済学研究のうえでみるならば，とりもおさずナチス・ドイツやアメリカ・ニューディールにおける経済政策研究等と同様に，重要産業統制法の分析も現代資本主義分析の一環として研究されるべきことを示唆するものといえよう。とすれば，当然のことながらその研究にあたっては，各論者の現代資本主義に対する理解あるいは分析視角がその根底において問われることになるのはいうまでもない。言いかえれば，その意義付けをめぐって，以下の行論でみられるような見解の相違を生じさせる背景には各論者の分析視角の相違がある。したがって，統制法分析にあたって筆者なりの歴史的意義付けを試みる場合，そうした諸説の分析視角を検討し，それをふまえて自己の視点をより明確にしてゆく作業が必要となる。またそうした考察は，単に統制法の分析視角の検討というにとどまらず，逆に各論者の有する現代資本主義論の適否ないしは整合性を，重要産業統制法という具体的歴史素材の考察を通して再検討することにもなるといえよう。

こうした観点から，本稿では，既にわれわれが試みてきた昭和恐慌期における重要産業統制法の成立および運用に関するささやかな実証研究の結果をふまえて<sup>2)</sup>，統制法に関する注目すべき代表的先行研究を取上げ，その分析視角の検討を行うことを課題とするものである。そしてその考察を通じて統制法研究上留意すべき問題点を摘出し，これに対しわれわれはそうした論点をいかにとらえなおしうるかに関して，その理論的方向を検討するという形でその分析視角を確定してゆく作業の一助としたい。

---

（注2）拙稿「重要産業統制法の成立とその歴史的意義」（筑波大学社会科学系紀要『経済学論集』21号，1988年）。また昭和恐慌下における重要産業統制法の運用に関しても，別途発表する予定である。

そこで、本論に入る前に重要産業統制法の概要を記しておく必要がある。先にも指摘したように、本法は日本経済における主要産業をひろく対象に収め、しかも資本の営業の自由を一部制限する形で、国家による経済過程への介入を根拠づけた画期的立法であった。いまそれを一口で言えば、本法は、カルテル協定に反して投げ売りなどの業界攪乱行為をとる資本に対して、国家がカルテルへの服従を強制し、そうした行為をチェックすることによりカルテルの統制力を補強し、大恐慌下の不況圧力に対処させることを意図した、いわゆる強制カルテル政策としてとらえることができる。

これをやや具体的にみると、本法はその統制手段として、第一に、業界の2分の1以上が加盟するカルテルはこれを政府に届けさせ、そのカルテル加盟企業のうち3分の2以上の賛成により国家の介入を要請された場合、カルテル行為に同調しなかった資本に対してカルテルへの服従を強制するという、カルテル助成措置を採用していた。しかもみられるように、国家介入をカルテルが要請するという最も肝心な決定事項に関して、それをカルテル構成員に資本規模とは無関係に一人一票の議決権を与え、その多数決によって決定するいわゆる“員数規定”を採用していたことが注目されるべき本法の特徴であった。

さらに第二として、以上のように国家がカルテル助成を行う場合、かかる助成はあくまで大恐慌への対処という目的で行われるものであって、それがカルテルによって独占行為に利用され不当に高価な商品の供給につながれば、深刻な不況圧力にさらされている製品需要者は、一層の蓄積阻害もしくは生活水準の圧迫をこうむることになる。それでは恐慌下の体制不安に対処するどころか、かえって体制不安を激化しかねない。特に、そうした独占行為に対して有効な対抗手段を持たない労働者・農民および中小資本の救済にとっては、こうした独占行為を規制する施策が不可欠であった。そこで本法では、カルテルがそうした弊害を惹起した場合、それを取締まる措置として、政府が公益的見地から協定内容の変更・取消し等を命じうる、いわゆる“公益規定”を採用したので

ある。その場合、さらに重要な点として、上述のような国家のカルテル助成を必要とせず、恐慌下でもなお強固な自主統制力を有するカルテルに対しても、そうした独占の取締りが必要なことはいうまでもない。したがって、本法の運用にあたっては、国家の助成を必要としないカルテルをも本法の適用対象とし、公益規定の発動を可能とすることによって独占行為の監視にあたりうるようになっていたのである。

以上のように、国家は、重要産業統制法に員数規定および公益規定を中核とした統制手段を採用することにより、カルテルの統制力を一方では助成し、他方では取締ることで昭和恐慌へ対処しようとしたことがわかるであろう。

ところで、こうした内容を有する統制法は、一般には「独占資本のためのカルテル的統制をいっそう強化したものであり」、「他面、それは、中小資本への犠牲をいっそう強いるもの」<sup>3)</sup>として理解されてきた。とはいえ研究史上、その成立過程および運用にまで詳しく立入って、本法の意義を再検討する研究が生み出され、にわかに関心を寄せられるようになったのは1970年代以降のことである。それは、以上の通説的見解と同様の視角に立ち、さらに具体的な事実の評価にまでおりてかかる説を発展させようとする試みと、そうした見解とは異なる視角を提示し統制法の再評価を行おうとするものに分けられる。そこで、前者の代表的見解として高瀬雅男氏の所説をI節で、また後者に関しては宮島英昭氏の見解をII節でそれぞれとりあげ、上述の課題にアプローチすることにした<sup>4)</sup>。

---

(注3) 長岡新吉他『近代日本経済史』日本経済評論社、1980年、162頁。

(注4) その他、重要産業統制法に注目した比較的最近の研究としては、本間重紀「戦時経済法の研究(一)」(東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第25巻6号、1974年)、池田順「産業合理化政策と官僚制」(『歴史学研究』第510号、1982年)、橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』東京大学出版会、1984年)、同氏「経済政策」(大石嘉一郎編『日本帝国主義史』第2巻[世界恐慌期]、東京大学出版会、1988年)がある。また戦前の研究では有沢広巳『日本工業統制論』有斐閣、1937年、小島精一『産業統制政策』東洋出版社、1934年等を挙げることができる。さらに商工省史のうち通産省『商工政策史』第9、11巻なども参照されたい。

## I. 独占資本の支配力強化説の検討

### 1. 高瀬説の概要

はじめに高瀬雅男氏の見解をみてゆこう。氏の論文「日本における独占規制法の系譜」<sup>5)</sup>は、法制定に至る審議を担当した商工省臨時産業合理局統制委員会の内部資料を利用し、重要産業統制法の成立過程にまで立ち入ってその意義付けを試みた点で、以後の統制法研究の進展に貴重な貢献をなした業績といえる。しかしさらに注目すべきことは、氏の研究は、そうした単なるファクト・ファイディングスにとどまらず、発掘された事実を、氏の理論的視角からトータルに整理し意義付けようと試みられている点にある。

その場合、氏の理論的視角とは、以下の行論から明らかなとおり、大恐慌下における重要産業統制法の制定およびそれに基づく組織化政策を、独占資本の支配力強化を基本的目的とした、いわゆる独占資本のための政策ととらえる視角である<sup>6)</sup>。

そして高瀬論文における目的は、「現代日本資本主義の資本蓄積に果たした独占禁法の役割」を明らかにすることにあり、そのため「まず戦前の経済統制法の中で自生的に形成された独占規制法の形成論理を明らかにし、ついでその独占規制法の発展過程の中に独占禁法を位置づけ」<sup>7)</sup>ようというのである。すなわち、独占禁止法分析の準備作業として、重要産業統制法の有する独占規制的側面に注目し、そのような組織化規定が独占資本の蓄積促進にいかなる役割を果しているかの解明が論文の中心をなしている。とはいえ、統制法の独占規制的側面

---

(注5) 『法律時報』通巻第549号、日本評論社、1974年、所収。

(注6) 注4にあげた論稿のうち、扱う論点・細部の相違等はあるが、本間論文および池田論文、『商工政策史』11巻などがこうした視角に立つ見解といえよう。

(注7) 前掲高瀬論文、77頁。以下、注記しない限りは原則として、傍点・括弧内は引用者による。

は、他方で同法が有するカルテル助成的側面と密接に関連しており、独占規制の側面の意義を確定するには、その前提として同法の助成的側面の理解の確定が必要不可欠となる。かくして、高瀬氏は、「重要産業統制法の統制論理」として、上述の視角から、本法の有するカルテル助成的側面と規制の側面とのトータルな位置付けを試みることとなっているのである。

そこでこうした分析目的と理論的立場に立つ氏が、重要産業統制法にもとづく経済の組織化をどのようにとらえておられるかについて立入ってみることにしたい。それは、上述のように統制法の中核的規定である強制カルテル規定と公益規定の理解に関連して、およそ以下の2点にまとめることができよう。

第一は、前者の強制カルテル規定に基づく組織化政策を、独占組織が内包する“矛盾”を国家が解決するものとして理解されている点である。すなわち、第一次大戦後、日本資本主義を襲った慢性不況状態において、日本でも資本の不況対抗策として漸次、独占組織＝カルテルの輩出をみるに至った。しかしながら、カルテル協定はあくまで私的契約にすぎず、各資本は自己の利潤追求の観点からみて協定違反や脱退（アウトサイダー化）が有利ならば、損害賠償等を覚悟してでもそれらの行為を選択することがありうる。したがってカルテルは、常に①その内部（インサイダー）の違反者の発生と、②アウトサイダーの存在という、カルテル組織を脅かす“矛盾”を抱えていた。そこで独占資本は、自己の組織的安定を脅かし資本蓄積に支障をきたす存在であるそうしたインないしアウトサイダーの動きを規制し、自己の支配力を補強するための政策を必要としたというのである。

しかしながら、その場合注意しなければならないのは、こうした“矛盾”の存在が統制法の登場を必然化させる重要な要因＝前提条件であったとはいえ、このことからただちに統制法が制定されたとはいえないとされている点にある。つまり、協定違反等の行為はたしかにカルテルにとって脅威ではあったが、それは必ずしも国家の経済的介入を必要とするものではなく、独占資本自体の

自主統制力によって未だ対処しうるものであった。これに対して、昭和恐慌の影響は、国家による独占資本の補強を必然的にした。すなわち未曾有の不況のなかで、各産業は壊滅的危機に直面し、独占資本の統制力を無視した投げ売り、価格切下げ競争などが激化するなかで、もはや独占資本は自力で自己の支配力を維持し資本蓄積を増進することが困難となった。氏は、ここに統制法の制定が現実化する直接的契機が存在したとされるのである。

かくして重要産業統制法は、上述の強制カルテル規定を備えることにより、カルテル組織を脅かす資本の行動を規制することになった。そして、このことにより、昭和恐慌下に深刻化したカルテルの動揺は現実的解決の方途を与えられ、独占資本は国家の強制力に支えられつつ恐慌に対処し、支配力を強化することができる<sup>8)</sup>と意義付けられたのである。

一方、第二として、こうしたカルテル助成により独占資本がカルテル補強をはかることになると、ここに独占資本にとって新たな“矛盾”の発生が問題となる。すなわち、国家によるカルテルの市場支配力の強化は、その結果として、価格引上げ等の独占行為により需要側企業の資本蓄積に支障を与え、供給側カルテルとその需要者との利害の対立が深刻化することとなる。これが氏のいう新たな“矛盾”にほかならない。したがって、この“矛盾”を解決するものとして、国家による組織化のもう一つの側面をとらえるのである。そして、それを重要産業統制法において実際に規定したものがこそ、上述の公益規定であったと意義付けられる<sup>9)</sup>。

すなわち、まず供給側独占資本と需要側独占資本との利害関係の対立が目される。両者の関係において、国家は一方向的に供給側独占資本の市場支配力の

---

(注8) なお宮島氏は、「戦後の研究史では、同法を、そのカルテル強化規定にもつばら注目して〈独占資本の支配力〉強化と結び付けて捉える傾向が一般的」であったと指摘されている(宮島「産業合理化と重要産業統制法」、『年報・近代日本研究』第6号、山川出版社、1984年、133頁)。そうした指摘に異論はないが、独占資本の支配力強化説に立つ従来の研究が、カルテル強化規定にのみ注目し、公益規定にまったく着目していなかったわけではない。

補強のみを行うのではなく、公益規定に基づき供給側独占資本の独占行為を一定程度規制することによって、需要側独占資本の資本蓄積上の支障を除去するととらえられる。つまり公益規定による国家介入を、独占資本間の利害調整と理解するものといえよう。

さらに問題となる需要者が中小資本の場合には、公益規定に基づく独占行為の規制は、需要者である中小資本の供給側独占資本への反発をなだめるための、「ささやかな譲歩」<sup>9)</sup>規定であったと理解される。その場合、氏の理論的立場と関連して特徴的であり、同時に以後の考察にとって注目すべき点は、そうした“ささやかな譲歩”は実は表面的な譲歩にすぎず、基本的には供給側独占資本の利益を貫徹する調整手段としての意味をもつとして、関連業種が中小資本の場合における国家の独占規制の意義をきわめて消極的にとらえている点にある<sup>10)</sup>。これは現代国家を独占資本の国家とする立場にたった、公益規定の典型的な解釈の一つといえよう。

以上みられるように、氏の場合、重要産業統制法の制定に基づく国家による経済の組織化とは、昭和恐慌に直面し倒壊の危機に瀕した独占資本が、自己の市場支配力を動揺させ資本蓄積に支障をきたす“矛盾”の発生をいかに取り除いてゆくかという視角からこれを一貫して捉えようとしていることがわかるであろう。そしてそれは、現代国家の基本的課題を、独占資本の支配力の再編・強化と理解する従来の通説的見地を、統制法の成立経過、条文内容およびその運用にかかわらせて具体的に展開した説といえるのである。

## 2. 高瀬説の問題点

---

(注9) 前掲高瀬論文、81頁。

(注10) 実際、氏はその例として、供給側石油資本とその需要者である中小タクシー業者との調整を取上げ、「商工省行政指導により石油資本にささやかな譲歩をさせながらこの対立を調整するが、基本的には石油資本の利益が実現されたのである」(同上、81頁)と指摘されている。

そこで、このように整理できる高瀬説に関しては、以下の点に注目することができよう。

第一に、重要産業統制法が昭和恐慌を直接的契機として登場してくるという点を重視していることである。すなわち、統制法の制定が現実化する経緯をみるならば、まず1929年7月に浜口内閣が成立し、金解禁が断行（1929年11月21日大蔵省令公布）されるのに伴い、商工大臣の諮問機関である商工審議会が、同年12月にその善後策として財界整理の促進を主内容とする「産業合理化に関する答申」を出す。さらにそれをより具体化する目的から内閣の諮問機関である臨時産業審議会が翌年1月に発足し、漸次産業統制に関する答申を出す。この時点までは、主要大工業部門も対象に含めた産業全般を統制する一般法の制定についてはなんら触れることがなかったと指摘されている。

同様な事実認識は、例えば池田順氏などにおいても、法の制定が現実化する経緯の分析を踏まえて、「少なくとも1930年中頃までは、官僚・政府の双方にとって大工業に対する統制を法律で促進・助成するという方向は、いまだ表舞台にすえられた政策になっていなかった」<sup>11)</sup>と指摘されているように、いまや共通的な認識として受け入れられているものといえよう。かくして、こうした認識を踏まえて、氏は「同法の制定を決定的にしたものは、昭和五年半ばから深刻化した昭和恐慌である」<sup>12)</sup>とされるのである。

要するに政府の統制策は、当初、金解禁善後策・産業合理化策として審議会に諮られながら、30年半ばをすぎ、昭和恐慌の影響がいよいよ産業全般へと波及し深刻化する様相を呈するに至って、産業分野の大小を問わず産業全般を対象としそれを救済する統制法制定の動きが現実化の方向をとり出すこととなり、森川英正氏も指摘されているように、「産業合理化政策は出発と同時に昭和

---

(注11) 前掲池田「産業合理化政策と官僚制」11頁。

(注12) 高瀬前掲論文、77頁。

(注13) 今井則義他『日本の国家独占資本主義』合同出版社、1960年、127頁。

恐慌に直面するや、ただちに恐慌対策に転換<sup>13)</sup>することとなったといえよう。事実、後に重要産業統制法の成立へと結実する、統制法に関する審議が開始されるのは、商工省に臨時産業合理局統制委員会が設置されたおよそ4か月後、1930年10月以降のことであった<sup>14)</sup>。

したがって、こうした点を根拠として、高瀬氏は、重要産業統制法を昭和恐慌前に構想されていた財界整理を中心とする産業合理化推進策としてではなく、「同法は当面の昭和恐慌切抜けのための臨時応急的立法という性格をもっていた」<sup>15)</sup>として、むしろ財界救済を意図した恐慌対策としての側面を基本的性格として重視される。こうして恐慌対策としての側面を重視し、さらにそれを独占資本の支配力強化に結び付けて理解される点は、後に検討する宮島氏が、「これまで恐慌対策としての側面が強調され、産業合理化政策の一環としての側面は、やや軽視されてきた」<sup>16)</sup>として、高瀬説とは逆に統制法の基本的性格を産業合理化促進政策としてとらえようとされているのに対比して、きわめて対照的な意義付けとなっているのである。

この点、行論との関係でわれわれの見解を先取りして述べておけば、大恐慌という未曾有の体制危機に対処する政策としての側面を重視する高瀬説の視点は継承されねばならないと考えるが<sup>17)</sup>、さらに統制法が担う課題を一面的に独占資本の支配力強化を基本的性格とし、中小資本および農民・労働者の犠牲をいっそう強いるものと解する点で直ちには首肯しえない。すなわち、実際に統

---

(注14) この点、前掲拙稿、4～7頁をも参照されたい。

(注15) 前掲高瀬論文、78頁。

(注16) 前掲宮島論文、129頁。ただし宮島氏は高瀬氏の業績に何等言及されていないので、氏の通説批判は、厳密には高瀬氏の所説に対するものではない。しかし、恐慌対策としての側面を強調される高瀬氏と、それに批判的な宮島氏との対照性は明らかであろう。

(注17) このことは言いかえれば、上述のように恐慌対策的側面を重視する通説の見解に批判的な宮島説に、われわれとしては逆に批判的であるということの意味している。もともと、宮島氏が恐慌対策的側面を全く看過ないしは排除しているというわけではもちろんない。この点は次節で具体的に明らかにしたい。

制法に採用された統制規定、およびそれをもとにした同法の運用は、こうした分析視角からでは整合的にとらえきることのできない重要な面を包含していたと思われるからである。そこで、次にこの点を検討することとしよう。

さて、高瀬説に関して第二に注目しなければならない点は、その強制カルテル規定の理解である。既に序節で指摘したように、統制法のカルテル助成は、カルテルの統制力に対して攪乱行為に出る資本の動きを強制的に規制しようという性格のものであったから、その限りでは先の氏の見解と整合しないというものではない。ところが、さらにこの助成方法に注目するならば、カルテルを補強する際の強制力の発動要件に、上述のように員数規定が採用され、国家が強制力を発動させるか否かについて、その判断をカルテル加盟者の多数決により決定することになった。

このことの意味はきわめて重大で、既に別稿の統制法の成立過程の分析で検討したように、員数規定をカルテル助成にあたって採用するか否かが、法の成立過程における核心的論点の一つとなっていたのである<sup>18)</sup>。すなわち、カルテル助成に員数規定を盛り込むことは、同業種内に多数の中小資本が存在する場合に、それら中小資本に有利な規定となっていたからである。

その詳細は前掲拙稿に譲るとして、ここではごく簡単に指摘するならば、員数規定の採用は、カルテルに加盟している中小資本にとって、協定内容が恐慌に対処してゆくうえで不十分なものであるならば別の協定を作り、数の多さを根拠に強制権の発動を要請し、国家はそれを他に強制しうることとなる。他方、少数である支配的大資本にとっては、自己の利益に反するカルテル協定が成立した場合、そうした強制権の発動は自己の蓄積を制約する危険性を有していたのである。さらに、中小資本が今までカルテルへの参加を許されなかった場合、あるいは自己に不利なカルテルに参加せずアウトサイダーにとどまっていたような場合や、カルテル未成立業種が、統制法の規定を契機として協定締結を志

---

(注18) 前掲拙稿、第1節を参照されたい。

向しているといった場合においても同様に、統制法の員数原則が中小資本の発言力を強めることとなり、その意向を反映させやすい状況を作ることとなっていた<sup>19)</sup>。

かくして重要産業統制法のカルテル助成方法は、国家が直接カルテルの運営に介入しえなくとも、員数規定を根拠に中小資本の交渉力を高めることでカルテル参加を促し、恐慌に対処させようとするものであった。ところがそうした性格は、カルテル助成を大資本の支配力強化と理解する先の高瀬説とは整合しえない。そこで氏は、この員数規定の採用に関しては、一方で「独占資本も中小企業も一議決権となり……経済力のある独占資本には耐え難いもの」<sup>20)</sup>と認めつつも、他方で、それゆえにこの“耐え難い”規定は、後の統制法改正(1936年)の時点で、大資本の支配力を強化しうる内容に修正されるとして、きわめて消極的に理解されることとなっているのである。

ところがそうした理解では、統制法の制定にあたって、大資本が統制法のカルテル助成から員数規定の削除を強硬に主張したこと。しかしながらそれにもかかわらず政策当局はこの規定をあえて法文に採用したという事実を積極的に評価しえないことになっている。高瀬氏の場合、せっかく統制法の制定過程に注目されながらも、その分析視角に制約され、消極的な意義付けにとどまっていると思われるのである。

逆に言って、大資本の強硬な反対にもかかわらず員数規定が採用されたという事実は、深刻な恐慌下に自己の救済を要求する支配的大資本と、大資本の危機を放置して日本資本主義の体制安定など考えられないことから、その要求を一方では受容しつつも、他方において大資本の救済のみでは恐慌下の体制安定は実現しえず、同時により広汎に存在する中小資本・農民・労働者の救済もはかってゆかねばならない政策当局との統制政策に対する目的の相違を端的に

---

(注19) 以上、前掲拙稿、第2節第2項を参照されたい。

(注20) 高瀬前掲論文、85頁。

示すものとして注目することができる。

さらに、このことを本稿の主題とする重要産業統制法の分析視角という面からとらえかえすならば、それは①かつての帝国主義期と同様に現代国家も独占資本に従属し、その利害を代表する国家であり、②したがって統制法は、他に犠牲を強いつつ独占資本の支配力を補強する国家の政策としてとらえる視角の問題点を衝くこととなっているといえよう。言いかえれば、重要産業統制法分析における重要な視点として、国と支配的資本とのかかわり方が、かつての帝国主義期とは異なっていることに注目する必要があると思われるのである。

そして、その点を重視するならば、統制法によるカルテル補強という場合の“補強”の意味を再検討しなければならない。すなわち、これまでの独占資本補強説においては、カルテル補強の意味として、①帝国主義期の経済政策と同様に独占資本の蓄積ないしは独占利潤の増進を国家が助成することと、②帝国主義期にはみられなかった体制危機の状況下で、日本資本主義の体制安定の一環として、壊滅の危険にある独占資本を救済することとを必ずしも明確に区別してこなかったと思われる。あるいはより正確には、上述のように帝国主義期も現代も、国家は独占資本の支配力を補強する点で同様であると理解する分析視角に立つからこそ、両者の区別はあえてする必要はなかったといえよう。

これに対して、われわれとしては、以上みてきた点をふまえるならば、統制法のカルテル補強はあくまで②の意味での補強であり、①とは性格と目的とを異にするものである点を明確にする視角に立つ必要があると思われる。そしてそれは既に序節でも指摘したように、他方で統制法によるカルテル救済が、①の意味での独占行為に利用され弊害を惹起した場合には、公益規定に基づきその修正を強制するという制限付きの補強であった点からも理解することができる。

ところが、そうした公益規定に関する理解に関しても、高瀬氏とわれわれとは大きく異なる結果となっており、次にその点を考察しなければならない。

その場合、公益規定を、供給側カルテルの独占行為が関連業種へ弊害を惹起した際、それを取締るための規定と理解する点では大きな相違はないといえる。議論の焦点はその先、すなわち取締まるべき関連業種への“弊害”の理解に関わる点にあるといえよう。本節第1項でみたように、高瀬氏の理解によれば、その弊害として、関連業種が①独占資本の場合と、②中小資本の場合とが指摘されていた。そして、その取締まりに関しては、後者に対する弊害の取締まりが表面的な譲歩として消極的意味しか持たなかったとされたのに対して、前者の場合は独占資本間の利害調整を意味するものとして積極的に評価されることとなっていた。そこで、この点を検討することとしよう。

まずはじめに事実認識として、公益規定に基づいた統制法の運用は、氏が積極的に重視する独占資本間の利害調整を目的としてなされたことはなかった。本稿で対象とする昭和恐慌下においても、それはむしろ中小資本の救済を目的としたものであった。そしてこの点は、高瀬氏自身も「独占間の利益調整規定として位置付けられた〈公益規定〉は、ただの一度も発動されなかった」<sup>21)</sup>として、その事実を認めておられる。そこで氏は、「この〔独占資本間〕対立は結論的にいえば〈公益規定〉の発動というドラスティックな形態で調整されたのではなく、主として行政指導や中小企業へのシワ寄せという形態で調整されたのであった。」<sup>22)</sup>とされるのである。しかしながら、氏がそれ以後指摘される事例は、石油カルテルとタクシー業者、セメントカルテルと土木業者といったように独占間の利益調整の事例とはいえず、独占間の利益対立を“行政指導や中小企業へのシワ寄せ”によってどのように調整するかは具体的に明らかにされて

---

(注21) (注22) 同上、80頁。

(注23) なお氏の指摘のうち、製紙トラストと読売、報知、都新聞との対立の事例は、あるいは氏のいう独占間の利害対立なのかもしれない。しかし、これとて後者が前者のトラスト化に対抗して外紙輸入に踏み切るが、結局、外紙価格が国内紙価より相対的に高くなり、国産紙に切り替えられたことが指摘されているにすぎず、国家が行政的に両者の調整を行ったわけではなかった。

はいない<sup>23)</sup>。氏が理論的に積極的な意義付けを与えようとしている側面は、現実的裏付けが乏しいものといわざるをえないのである。

それでは次に目を転じて、関連業種か中小工業業種の場合における供給カルテルの規制についてみてみたい。それは氏の理解するように、中小資本にとって単なるみせかけとしての意味しかもたず、基本的には独占資本の利害を貫徹するためのものであったといえるであろうか。以下では昭和恐慌下でのカルテル規制として実際に問題となった、綿糸紡績業への統制法の運用に行論に必要な限りで着目してみよう。

まずその経過を簡単にみれば、商工省事務当局は「わが国の最重要産業にして輸出綿織物の原料などとして他の産業に密接なる関係がある」<sup>24)</sup>ことを理由に統制法の紡績業への適用の検討に入っていた。しかしそれが伝えられると、綿糸紡績業のカルテルである「大日本紡績連合会」(以下、紡連と略)側は、商工省に適用反対の意向を陳情し、さらには統制法適用業種の指定を審議する商工省臨時産業合理局統制委員会<sup>25)</sup>へも「適用反対陳情書」を提出して、統制法の適用を除外するよう重ねて要求したのである。

そこで、もしかりに上述の氏の理解に従うならば、紡連のこうした強硬な反対はいかに理解することができるであろうか。氏の規定にそえば、公益規定によるカルテル規制は、中小綿織物業者の反発を表面的にはなだめながらも、基本的には紡績独占資本の利害を貫徹するものと理解できる。しかしながら、それではなぜ自己の利害を実質上貫徹しうるにもかかわらず、紡績独占資本は統制法の適用を強硬に反対したのかという点が問題となろう。これに対して、もしその理由を紡績独占資本が、統制法の適用が自己の利害を実質上貫徹しうることに、当初、気付かなかつたからと理解しえないことはない。しかしこの点

---

(注24)『大阪朝日新聞』1931年9月11日。

(注25)なおこの委員会は、先に産業統制法に関する審議を行った同名の委員会とは異なる新委員会である。本節において、以下では単に統制委員会とする。

に関して、後の統制法改正にあたっての綿糸紡績業の意向をみるならば、統制法が自己の利害を実質上貫徹しうることに気付き、その適用への賛成に転じたのではなく、「我々紡績業者トシテハ明年[1936年]八月本法[重要産業統制法]ノ満期ト共ニ之ヲ廃止セラレンコトヲ希望スル」<sup>26)</sup>として、単に制定当初のみでなく、その後もやはり反対の意向をもっていたことがわかるのである。

ここにおいて、われわれは改めて紡連側の適用反対の主な理由に着目してみなければならない。そしてそれは、要するに「統制法ヲ適用セラルトキハ第三条ニ依リ協定ノ変更又ハ取消シヲ命ゼラル、懼アル」<sup>27)</sup>ことにあつた。すなわち、恐慌下にあつても、政府による助成を不必要とするほどに自主統制力を有する紡連にとって、統制法の適用は公益規定を根拠に自己のカルテル行為を規制されかねない、いわば有害無実の政策を意味していたのである。ところが他方、その関連業種である綿織物業で形成する工業組合の代表団体である「日本綿織物工業組合連合会」(以下、綿工連と略)は、紡連が適用反対の動きに出ていることを知ると、その反対要求、すなわち紡績業への統制法適用を陳情するに至る。かくして、社会的には「実業界の有力団体[紡連]が反対してもなほ桜内商相ならびに統制委員会が[紡績業を]指定すべしとするか頗る興味のある問題として注目」<sup>28)</sup>されることとなつたのである。

そこでさらに高瀬説を検討するにあたっては、以上みたような綿糸供給者の強硬な統制法適用反対要求と、その需要者側のやはり激しい統制法適用要求という社会状況のなかで、政策当局がいかなる法運用を行ったかが問題とならう。

---

(注26) 日本経済連盟会『我国産業ノ統制ニ対スル業種別意見説明要綱及参考書』1935年、13頁。またそれに続けて、「万一現行法ノ如キ一般的統制法ヲ設クル必要アリトスレバ、単ニ統制ノ根本的原則ヲ定ムルニ止メ、其ノ権限ヲ拡大スルガ如キハ全然之ヲ避ケ、之ガ適用ニ当リテモ融通性アルモノトシ、徹底的ニ取締ヲ必要トスルモノニ対シテハ単行法ニヨリ之ガ目的ヲ達スベキモノト思考ス。」(同上、13~14頁)として、やはり消極的な見解を述べている。

(注27) 商工省臨時産業合理局統制委員会『産業統制委員会特別委員会議事録』第2回。

(注28) 前掲『大阪朝日新聞』1931年9月11日。

いまそれを必要なかぎりでは指摘するならば、まず第一に、政府は上述の統制委員会第5回特別委員会において紡連関係者から意見を聴取し、さらに第8回委員会では需要側の綿三綾他機業家の意見を聴取するという慎重な手続きをとったうえで、カルテル側の強い反対にもかかわらず、あえて綿紡績業への適用にふみきった。さらに第二として、適用後の運用に着目するならば、1931年4月の時点において政府当局は「中小工業保護の上から……連合会が〔カルテル行為である操短の緩和に〕応ぜざる場合には、いよいよ産業統制法を活用して操短決議の変更を命ずる外はあるまい」<sup>29)</sup>として、関連中小産業保護の目的から統制法発動の意志を公けのかたちで表明し、そのことによって紡連のカルテル行為の規制を行ったのである。このことは、先の反対理由にみられた紡連の懸念が、単なる懸念にとどまらず現実のものとなったともいえるであろう。

以上、綿糸紡績業に対する統制法の運用は、昭和恐慌下、未曾有の不況圧力に抗して経営安定化をはからねばならない中小資本にとって、決してみせかけの飾りとはいえない実質的意味をもっていた。このことから政策当局も、供給側独占資本の強硬な反対にもかかわらず、あえてその運用に踏みきりカルテル

(注29) 『中外商業新報』1931年9月17日。

(注30) とはいえ、ここで誤解のないよう付言すべき留意点は、国家が公益規定を根拠としてカルテル行為を管理するという場合、それが支配的資本の蓄積の制約それ自体を自己目的としているわけではないということである。すなわち、支配的資本のカルテル行為の規制は、あくまで資本主義体制の安定をはからざるをえないという政策課題と抵触する場合に、当該規定を根拠として国家が独占行為をチェックするということであって、需要者が介入を要求すれば、いつでもその要求どおりカルテル行為を修正させるわけではない。それは以下のような実際の政策運営に注目することからも明らかである。すなわち、1931年4月段階において「現に在支紡績工場を所有する紡績会社が支那糸の輸入禁止を決意したのは、現実において支那糸輸入の可能性あることを〔紡連が〕自ら証明するもの」(前掲『中外商業新報』1931年4月22日)という紡連自身が認めざるをえない実際上の経済的根拠が存在すれば、カルテル行為の変更＝操短緩和が政策的に追求される。他方これとは逆に、商工省の「調査ノ結果必ずシモ陳情者〔綿工連〕ノ言ノ如ク〔綿糸は供給不足、高価格〕デハナイ」(宮島「昭和恐慌期のカルテルと政府」、原朗編『近代日本の経済と政治』山川出版社、1987年、298頁より引用)場合には紡連の操短は放任されたのである。

行為の規制を行ったものと理解することができる。そしてそれは高瀬氏の理解とは異なり、供給側独占資本にとっては、ささやかな譲歩手段として単純に甘受しがたい、自己の独占行為に対する重大な規制手段としての意味をもっていたのである<sup>30)</sup>。

さらに紡績業でみられた運用は、昭和恐慌下の救済対策としての産業統制政策において、同時に成立した重要産業統制法による大工業業種を対象とした統制と、工業組合法による中小工業業種を対象とした統制との関連にまで踏み込んで統制法のカルテル規制がもつ意義を提示する事例として重要である。すなわち両統制政策は、おのおの別々の政策というのではなく、他方で展開される工業組合法による統制と抵触するカルテル行為を、重要産業統制法の公益規定を根拠にチェックすることによって、工業組合の統制力の助成を行うというかたちで関連していた。

以上、要するに公益規定の採用は、統制法による独占資本の補強が、国家にとってあくまで壊滅の危機に瀕した資本の救済を意図するものであって、それが独占行為に利用される場合にはそれをチェックする規定であり、先の員数規定と同様に中小資本等の救済のためには単なる見せかけにとどまらない重要な統制手段たる意味をもっていた。そこで公益規定のこうした意義を積極的に評価するためには、上述のように独占資本の助成・補強という意味内容と帝国主義期のそれとを明確に区別する視角に立つ必要があった。さらにそのことは統制法の課題をとらえるうえでは、単に独占資本の救済をおこなうにとどまらず、同時に独占行為を一部規定してでも中小資本・労働者・農民等の救済をも基本的課題とせざるをえなくなったという、帝国主義期とは異なる国家の現代性に着目する視点の必要性を示唆していたといえるのである。

そして以上のことは、より根本的には国家と独占資本との利害を同一とする分析視角に反省をせまることを意味していた。そこで研究史的には、政策当局と独占資本の利害とは一致しておらず、前者は独自の政策理念に基づいて統制

法を運用したとする新たな視角に立つて分析を試みる説が登場するに至る。節を改め、その検討に移ることにしよう。

## II. 「国民経済の合理化」説の検討

### 1. 宮島説の概要

「重産法は、カルテルの強化と規制による産業合理化という合理局官僚の政策理念の法的具体化」として分析すべきであるとする視角に立ち、従来とは異なる見解を示されているのが宮島英昭氏である<sup>31)</sup>。そこで、はじめに先の高瀬説を代表とする通説的見解と対比するかたちで宮島説の特徴をみるならば、前者が①恐慌対策としての側面を基本的性格として重視し、それを②一面的に独占資本の支配力強化策と意義付けるのに対して、宮島氏の場合は、①'恐慌対策的側面が重視されてきた点に疑問を提示し、むしろ産業合理化促進策としての側面を積極的に評価し、またそれを②'単に独占資本のための政策と理解しないで、独占資本の利害とは別個の「国民経済の合理化」という、既に恐慌以前か

---

(注31) 前掲宮島「産業合理化と重要産業統制法」、129頁。なお、宮島氏の場合、「同法が、景気回復傾向の明確化した33年以後いかに運用され、どのような機能及び限界をもったのか、そしてこの限界は、36年の法改正を通じていかに解決されたのか、これらの点を、独占組織の動向及びその基礎をなす市場構造の特徴と、法運用及び改正に関与した商工官僚の政策理念に注目して明らかにすること」(宮島「1930年代日本の独占組織と政府」、『土地制度史学』第110号、1986年所収、1頁)として、政策理念を基軸とする分析視角は昭和恐慌以後の分析でも特徴的視点とされている。

なお研究史の上では、有沢前掲『日本工業統制論』が、商工官僚の依拠するドイツの“カルテル新学説”に着目した先駆的研究として位置付けられる。また、橋本寿朗氏の先の諸論稿は、官僚の政策理念に分析視角を置かれておらず、その点で宮島氏とは異なるが、本法を合理化促進策として理解され、従来の特権補強説に批判的立場に立っている点で、宮島説の先行研究と考えることができよう。

(注32) 「国民経済の合理化」の実現というスローガンは、当時、政策担当者などが自己の政策に正当性を与えるものとして用いられた言葉であった。

ら商工官僚が構想していた独自の理念を、官僚制度を通じて自己の権限とし実現・拡大させてゆくものとして意義付けている点にある<sup>32)</sup>。

さらに氏の所説を敷衍するならば、商工官僚がカルテルの統制機能を適宜選択し<sup>33)</sup>運用することにより、「企業への“適度”の利潤の保障と、需要者への“低廉”な商品供給」を達成することが「重産法の追求した課題」<sup>34)</sup>であった。具体的には、一方でカルテル助成策が、供給を担う諸資本の合理化を促進することにより生産費の低下・利潤の増大をもたらし、それらの企業へ「適正利潤」の獲得を保障する。他方、カルテル行為の規制により低廉な商品を提供させることは、需要者側にとってコスト低下要因として機能する。要するに、供給企業の合理化を促進することで供給・需要双方の資本に「適正利潤」を保障し、日本経済全体としては資源の適正配分の効率化を実現すること。これが宮島氏が分析の基軸におく「国民経済の合理化」構想の内容であった。

そこで、こうした視角に立つならば、統制法に採用されたカルテル助成および規制は、どのように意義付けられることになっているかをみてみたい。

第一に統制法によるカルテル助成に関しては、それをカルテル統制力を利用した弱小資本の整理促進策と意義づけている。その場合、宮島説は上述のように商工官僚の構想を統制法分析の基軸においていた。この視角は、当然のことながらカルテル助成を理解するうえでも貫かれている。すなわち、カルテル助成策を理解するうえで氏が注目される官僚理念とは、まず①従来の自由価格競争を放置し、「能率の悪い弱小企業」の自然淘汰に任せるのでは、それらを急速に整理することはできない。他方、②自由競争下でカルテルの統制力は脆弱であり、非加盟者および協定違反者の攪乱的行動が業界全体の共倒れをもたらす

---

(注33) 宮島氏によれば、その選択の基準となるものが、後述の「適正価格」であるとされている。なおこの点に関しては、既に前掲拙稿(35頁注58)にて疑問を提示している。

(注34) 以上、宮島前掲「1930年代日本の独占組織と政府」1頁。同様な指摘は、前掲「産業合理化と重要産業統制法」131頁他などでもみられる。

ような動きを十分規制しえていない。そこで②に対しては、国家がカルテルの統制力を補強することにより業界全体の倒壊を防ぎつつ、①に関しては、商品の「適正価格」を設定し、この水準で生産を継続しえない低生産性弱小資本はその整理・淘汰を促進することにより、当該産業の合理化を実現する政策が必要とされた。かくして統制法は、こうした内容のカルテル助成を実現させるべく成立したというのである<sup>35)</sup>。

みられるように宮島説によれば、未曾有の恐慌下、深刻な不況圧力を受け企業の倒産・整理が進んでいる現実の社会状況なかで、それにもかかわらず恐慌以前に先行的に定着していた官僚の合理化構想を現実化させ、弱小資本の整理を一層促進することにより対象業種の合理化を図るものとして統制法を意義付けている点が、注目すべき特徴といえよう。このことから、宮島説が統制原理の中軸に位置するものとして重視する「適正価格」に関しても、それは「限界企業ではなく、部門内の平均的生産性を備える企業を基準とした価格設定」<sup>36)</sup>として、弱小資本の救済というよりもむしろその整理を促進しうる水準に設定される点を強調されることになっているのである。

第二に、こうした基本的枠組との関連で、氏が員数規定をどのように意義付けているかをみる必要がある。ここでも宮島氏は商工官僚の政策理念を基軸におかれ、それを「不況対応力の脆弱な中小企業の組織化の動きに対して非強調的な大企業を法的に同調せしめようとする合理局官僚の積極的な意図」<sup>37)</sup>を反映した規定とされる。そして、かかる規定を採用したカルテル助成は、独占資本にとって大きな制約を意味する助成のあり方であったとして、その採用を推進した“合理局官僚の積極的な意図”が、独占資本の利害とは異なる独自の政

(注35) 前掲宮島「産業合理化と重要産業統制法」、109～112頁。

(注36) 宮島「1930年代日本の独占政策」、大沢真理他編『転換期の国家・資本・労働』東京大学出版会、1988年所収、200～201頁。

(注37) 宮島前掲「産業合理化と重要産業統制法」125頁。

策理念に基づいていたとする氏の基本視角の証左とされるのである。しかしながら、そうした弱小資本に有利な救済措置は、上述のように統制法の意義をむしろ弱小資本の整理促進による合理化策と理解する氏の基本視角とは必ずしも整合しえない。そこで氏は、「適正価格」の設定に基づく弱小資本の整理促進による合理化の実現を基本的施策と積極的に位置付け、これに対して員数規定に基づく弱小資本の救済を補完的・付属的施策と消極的に位置付けているのである。

第三として、もう一つの重要規定である公益規定に関しては、商品供給を担うカルテルの価格吊り上げなどの独占行為を規制し、安価な商品を大量に供給することにより需要サイドの資材コストを抑制し、需要側企業に対しても「適正利潤」を補償し、あわせて資源配分の効率化を実現する措置とされる。したがって、こうした国民経済全般にわたる合理化・効率化を構想する商工官僚としては、国家によるカルテル助成が必要な業種か否かに関係なく、あらゆる業種にわたって可能な限り広汎に統制法の対象におさめることを政策理念としていた。ところが、法の制定過程で大資本側から出された統制案では、カルテル助成の必要な業種が助成の結果、弊害をもたらした場合にしかカルテル規制の対象とすることができず、商工官僚の政策理念とくい違っていた。そこで「法作成の機能を掌握する官僚の制度上の位置を基盤として」、法技術上の処理、条文整理という特権を利用し、助成が必要な業種か否かに関係なく法の対象にできるという自己の理念に近い形に再修正した。かくしてカルテル規制策においても、氏の強調する官僚理念の法的具体化が実現したとされるのである<sup>38)</sup>。

そこで最後に、こうした宮島説の全体的枠組みをあえてシェーマ化すれば、まず独占資本の利害とは異なる「国民経済の合理化」という官僚理念の現実化という分析視角が中軸にある。そして統制法は、低生産性弱小資本の整理の促

---

(注38) 以上、同上、126～127頁。

進と価格吊り上げの規制を積極的政策とすることで、こうした合理化を実現させる。この基本的枠組みに対して、消極的ながら弱小資本の救済が副次的措置として付加わる、という位置付けである。

## 2. 宮島説の問題点

以上のように整理しうる宮島説については、以下の分析視点の検討が議論の要点となると思われる。すなわち、[1] 統制法の基本的性格を産業合理化策としている点、および [2] 統制法を官僚が「国民経済の合理化」という自己の理念を実現する手段——氏のいう法的具体化——として意義付けてゆく視点である。

まず [1] の視角に関しては、それを低生産性弱小資本の整理促進策として積極的に意義付けている点を問題としなければならない。すなわち、恐慌の不況圧力をうけて全般的に資本の経営危機が増大しているにもかかわらず、さらに本法による統制政策が不況抵抗力の脆弱な資本の整理を一層促進するということになれば、その結果として大量失業をさらに増幅させ、体制不安をより激化させることにつながりかねないのではなかろうか。言いかえれば、氏とは異なり、むしろ昭和恐慌下では、不況抵抗力が脆弱で経営危機に直面した資本の救済をはかりつつ、そのことによって失業増大の危機に対処することを経済的根拠として統制法が成立したととらえることの方が、昭和恐慌と統制法との関連を理解するうえで整合的であるように思われるのである。

したがってこの点に留意するならば、氏の分析視角に対して、恐慌以前に構想されていた官僚理念が、そうした結果を惹起するにもかかわらず、恐慌下で依然としてその実現が推進されたといえるかという疑問を提起しうるように思われる。

この点に関して、上述のように主要資本主義国で1929年の大恐慌を契機とし、それに対処するために同様な統制法が登場したということを改めて想起する必

要があろう。先にみた高瀬説を代表とする通説的見解は、まさしくこうした世界的に同時におきた大恐慌の歴史的意義を重視し、それを独占資本の支配力を弱体化させた点でとらえ、その強化をはかるために各国で統制法が成立したという形で自己の論理構成に取り入れていたといえる。日本にそくしていえば、当初構想されていた産業合理化策が、昭和恐慌に直面しその対策をせまられるなかで恐慌対策へと転換せざるをえなくなり、かかる転換のなかで現実化した統制法もむしろ恐慌対策として制定されたとする理解である。

これに対して宮島説では、恐慌前に構想された政策理念の実現という基本的視角に立って、いわば官僚理念への反対者にそれを受容させるに至る要因として昭和恐慌の意義を重視することになっている。すなわち、氏の場合、①商工官僚の構想は、国家介入を法的に認めていなかった従来の産業界の原則に一大変革を意味するものであったため、官僚自身もその実現には逡巡していた。ところが、②昭和恐慌の深刻化は、従来の産業秩序の維持という意向をもっていた「財界」ないしは浜口民政党内閣にも、官僚の政策理念を容認させることとなり、ここに恐慌前に構想されていた政策理念を現実化させる機会が到来したというのである<sup>39)</sup>。

昭和恐慌の意義を重視する点では前説と同じとはいえ、そのとらえ方自体は全く対照的で、恐慌以前に官僚が構想していた政策理念＝産業合理化をむしろ貫徹させる契機として重視することになっているわけである。そこで、そうした氏の視角に立つならば、恐慌前に合理化策として構想されながら、恐慌の影響が深刻化するなかでやがて恐慌救済策へと転換したという視点はそもそも取込みがたい論理枠組となっている。したがって、ここに先に指摘した恐慌下に弱小資本の整理と失業増大の危機に直面しているにもかかわらず、恐慌前以来の官僚構想である産業合理化を一層促進する政策として統制法が成立したとす

---

(注39) 同上、111～112頁。さらに同様な指摘が、前掲「1930年代日本の独占政策」200～201頁でもなされている。

る、いささか不自然といわざるをえない結論が導出される原因が存在していたと思われるのである。

さらに第二として、せっかく員数規定に着目し、この点から従来の独占資本補強説の難点を衝いたにもかかわらず、統制法の基本を合理化促進としてとらえる上記〔1〕の視角に制約されて、先にみたように本規定をいわば二次的・付属的規定として、きわめて消極的にしか評価しえないこととなっている点を問題として指摘せざるをえない。

そこで、この点に立ち入って考察することとしよう。はじめに、統制法のカルテル助成を合理化促進策と意義付ける宮島説に従えば、カルテル助成規定としては、合理化を促進してゆく上で中心的役割を担う生産能力の高い資本の蓄積に有利な規定が採用され、こうした資本に主導される形で合理化が実現されることになるかと理解できる。ところが、カルテル助成を行うにあたり実際に採用された規定は、カルテル加盟資本の生産能力・資本規模を考慮する議決方式をとることでそうした資本のカルテル内での発言力を高めるという方式ではなかった。むしろ生産能力・資本規模の大きな資本の蓄積を逆に制約しかねない員数主義原則があえて採用されたのである。もはや繰り返すまでもなく、その採用は弱小資本の整理を促進するというよりは、むしろ大資本とともにそれらを救済しうるカルテル運営の実現を意図したものであった。すなわち、氏が補完的消極策と意義付けざるをえなかった規定がむしろ積極的な意味をもち、政策当局もその採用を重視したのである。

さらにこの問題は、後の統制法改正に関する氏の評価をみた場合一層明瞭となる。宮島氏は、1931年に制定された法は、産業合理化という氏の基本的視点からみれば、未だ不十分な規定を有しており完備されたものとはいえなかったと理解される。これに対して、「商工省臨時産業合理局のイニシアチヴの下に成立をみた重産法は、……36年法改正を通じていわば“完備”された姿をとった」と位置付けられる。そしてその一例として、法改正の際、カルテル助成の要件

にそれまでの員数規定とともに、新たに生産能力を反映しうる数量規定が採用されたことに着目される。そこで、「この変更は、カルテル側の要望の強い点でもあったが、商工省もその必要性を痛感していた」。なぜなら員数規定の採用は、「一種の“形式民主主義的”規定」にすぎず、それゆえ法運用の過程で種々の弊害をもたらしたからである。かくして、産業合理化促進という本来の目的からみた場合、「この改正により36年法は、各カルテルの実体をより反映し、その運用はいつそう円滑となった」というのである<sup>40)</sup>。

しかしながら、このように員数規定の採用が、合理化促進という目的に照らして“極限まで強化”されていない不十分な規定であり、後に改正されざるをえなかったとしたのでは、法制定時に員数規定の採用が意識的に重視された意義を積極的にとらえられなくなってしまふ。また、数量規定の採用の方がカルテル助成にとって“完備”された姿であったとしたならば、なぜ当初からその規定を採用しなかったのかという疑問が、宮島説に対してただちに提起されることになる。

以上から明らかなように、昭和恐慌下において、統制法に員数規定が採用されたということは、弱小資本の整理による産業合理化の促進というよりは、むしろ弱小資本を含めて資本の救済が統制法の基本的な重要課題であったことを明示するものと思われる。言いかえれば、大恐慌の下でこうした規定が採用されたことを積極的にとらえられない宮島氏の分析枠組みに反省を求めることになっていると思われるのである。

次に、上記〔2〕の視角に関連した問題を考察しよう。いままでみてきたように、宮島説においては、統制法の政策課題を「国民経済の合理化」にあるとし、それは「適正価格」を基準に統制手段を選択的に運用し、資本に「適正利潤」を保障することにあるといったように、官僚の政策理念およびスローガンを統制法の政策課題あるいは基本的手段として分析の基軸にすえ、このことか

---

(注40) 以上「1930年代日本の独占組織と政府」19～20頁より。

ら統制法分析を政策担当者による理念の実現問題としてとらえることになって  
いた。その場合、たしかに政策担当者としては、その政策が特定の利害の実現  
を意図するものではなく、一般的に国民全体の利益向上をもたらすとか、ある  
いは国民経済にとって合理的な政策であるとして、これから推進しようとする  
政策の正当性を主張することになるといえる<sup>41)</sup>。したがって、そうした主張なり  
理念なりを分析上の基本視点におくことは、先の通説的見解のように、それを  
特定の利害＝独占資本の支配力強化の実現にあるとする一面的な理解から免れ  
うることにはなっている。

しかしながら、現代資本主義化と国家の変質を解明すべき課題とする場合、  
国家が解決しなければならない現代特有の政策課題とは、氏のいうように「企  
業への“適度”の利潤の保障と、需要者への“低廉”な商品供給」の追求にあ  
るのか。言いかえれば、他の先進資本主義諸国をも含めて、1930年代以降の国  
家主義的対応をとらえるにあたって、はたしてこういう内容が現代国家の直面

---

(注41) したがって、当時の政策担当者が氏の援用された表現を使用したか否かという史実  
の確認を問題にするならば、それは事実こうした言葉が官僚によって使用されたといえるで  
あろう。さらに、当時の官僚の政策理念に着目することが全く誤りであるというのではない。  
なぜなら、I節で検討したように、大不況に対処するためには、もはや独占資本の救済のみ  
を行えばすむということではなく、中小資本、あるいは労働者・農民の救済をも重視した組  
織化政策を講じてゆかねばならないという大恐慌下の社会的状況においては、国民全体の利  
益向上をもたらさるべき政策理念がそれなりの合理性を有することになると思われるからであ  
る。しかしながら、そうした政策理念も、恐慌下で直面している経済問題を軸にそれとの関  
連で理解すべきであって、以下行論でみるように、逆にそうした理念を軸におき、その法的  
具体化として統制法をとらえようとする、法とその経済的根拠との関連をかえって不明確  
にする問題を生じることになると思われるのである。

(注42) あるいは、かりにそうしたことが政策課題であるとしたならば、それまでとは異な  
り現代資本主義の下では、なぜそうした国家介入が必要不可欠となるのかという点が言及さ  
れるべき重要ポイントとなってくる。逆にこうした点を問題としないならば、統制法の分析  
が官僚制度論に矮小化される危険性があるのではなかろうか。

する課題だったのかといった疑問を提起しなければならない<sup>42)</sup>。いまこのことを本稿の対象とする時期にひきつけていうならば、重要産業統制法が大恐慌下でいかなる経済問題への対処をせまられているのかという点を、官僚の抽象的政策理念の援用によって曖昧にし、さらに踏み込んで着目すべき重要論点を軽視ないしは不明確にすることになっているように思われるのである<sup>43)</sup>。そこで以下では、こうした点をカルテル助成および規制に関してみてみることにしたい。

まずカルテル助成に関して、酸素業における統制法の運用例を取上げ考察することとしよう<sup>44)</sup>。当該業は、統制法によるカルテル助成効果がみられた事例として宮島氏によっても注目されており<sup>45)</sup>、以上の論点を氏の意義付けに即しながら具体的に考察することができると思われるからである。

その場合、当時の酸素業が抱えていた問題としては、副産品として産出される酸素製品の処理を目的として兼営企業がたびたび新規参入を試み、それが業界全体の供給過剰、市価崩壊を惹起するという、いわゆる“副生酸素問題”が重大であった。例えば、兼営大企業である矢作工業（現在の東亜合成化学）の

---

（注43）この点、経済政策論としては宇野弘蔵氏による以下の指摘が注目される。すなわち、「経済政策は、これを一般的にわれわれの社会的に営む経済生活に対して一定の方向を与え、これによって特定の結果をもたらすことを目的とするものであると規定したとしても、それでは現在われわれの生活している資本主義社会における経済政策について何等解明することにはならない。そういう一般的な、抽象的規定はいかなる内容をも包摂しうるからであるが、そればかりではない。……そういう一般的規定をもつてのぞむということは、現実の政策の客観的根拠を批判的に明らかにすることは問題にしないで、何か理想的な政策でも可能であるかのごとき幻想をとめない、その目的、手段が科学的に客観的に与えられるかのように考えられことにもなるからである。」（宇野『経済政策論〈改訂版〉』弘文堂、1971年、1頁）

（注44）なお、酸素業も含めカルテル助成を意図して法の適用を受けた化学工業業種に対する重要産業統制法の昭和恐慌下での運用に関しては、稿を改めて検討する予定である。したがって、以下では本稿の主題を検討する上から、その一例を取上げるにとどめることとした。

（注45）前掲「昭和恐慌期のカルテルと政府」279～282頁。

（注46）東亜合成化学株式会社『社史』1962年、48頁。

副生酸素供給量は80万<sup>3</sup>mで、それは当時の名古屋地区專業企業の生産をほぼ代位できる量であった。しかも副産物ゆえに專業企業による製品よりは安価に供給可能であり、したがって專業企業の存続にとってその参入は大きな脅威であったのである<sup>46)</sup>。このことから当業では、そうした兼業アウトサイダーの規制を主な理由として、統制法の適用を希望していた。かくして政府としても、  
 「酸素が各種ノ化学工業ノ副製品トシテ多量ニ産出セラルルハ專業者ニ対シ多大ノ脅威ヲ与フル」<sup>47)</sup>とする観点から、カルテルを構成する中小專業資本の救済を主目的として当該業に法の適用を行ったのである。

それでは統制法の適用後、上述の問題をめぐって、專業企業を主要メンバーとするカルテルと兼業アウトサイダーとの間で、いかなる動きがみられたであろうか。先に示した名古屋地区における矢作工業名古屋工場の副生酸素の処理をめぐる問題を簡単にみてみよう。矢作工業の資料によれば、その処理についてカルテル（名古屋共販組合）側は、「生産能力の大きい当社〔矢作工業〕が、低価格による直売を開始すれば專業者の死活問題である」として、矢作工業に対して直売の自粛を要請した。そこで、この点をめぐって両者間で交渉が行われた結果、矢作工業による生産開始前に「〔矢作工業は〕專業3社への卸売りのみで直接には市販をしない」<sup>48)</sup>とする合意が成立し、かかる形で中小專業企業の経営安定化がはかられるに至ったのである。

もちろん、こうしたカルテル側の要求が無視され、「專業者ニ対シ多大ノ脅威ヲ与フル」こととなれば、上述のようにその救済を重視した統制法の運用方針にそって、統制法の発動も現実味を帯びることとなるであろう。逆に言えば、実際に非協調的資本へのカルテル服従命令の発動をみないまでも、カルテル側が兼業大資本アウトサイダーとの交渉過程でその直販を制約し、自己の存続をはかりうる協定内容を新たに設定しえた点に注目する必要がある。すなわち、

(注47) 前掲『産業統制委員会特別委員会議録』第3回。

(注48) 以上、前掲東亜合成化学『社史』248頁。

本事例におけるように、生産能力の面で兼業大資本に劣りながらも数の面では優位にたつ中小資本にとって、員数規定を根拠として非協動的資本の規制を要請しうる統制法が当該業に適用されたことは、大企業アウトサイダーとの間で合意を形成し経営の安定化をはかるうえで、その交渉力を支える法的枠組みの成立を意味していたといえるのである。

さて以上のように、生産力的に劣位な資本の救済に重点をおいた統制法の適用に関して、宮島氏は一方でそれを“社会政策的”運用と評価されている<sup>49)</sup>。その場合、“社会政策的”運用とは、通常理解でいえば限界企業をも救済するような運用を意味するものと思われる。ところが他方で宮島氏は、上述のように平均的生産性を備える資本の生産を基準とする「適正価格」を統制法の運用基準として政府は統制法を運用し、「国民経済の合理化」を実現するとされていた。そこで氏の積極的な規定に即して考えるならば、酸素業においても、こうした価格以上でしか出荷しえない限界企業の淘汰はやむなしとする価格を「適正価格」とし、それを基準に政府は統制法の適用を行うものと理解できる。しかし、事実としては、限界企業を淘汰し合理化を促進する価格政策がとられたのではなかった。

またそもそも氏の意義付けに従えば、上述の矢作工業の例にみられるように、生産力が高くそれゆえその地域の供給をほぼ満たすことができ、しかも専業企業より安価に供給可能な兼業大資本が存在する場合、こうした大資本の外販を規制することなく自由に販売させるほうが、むしろ低生産性企業の整理を促進することとなって業界全体としては合理化の促進につながる。そして弱小資本の整理が進化した結果、後に生き残った資本は「適正価格」により生産を継続し、「適正利潤」を獲得することになるといえないだろうか。さらに、需要産業への低廉な商品の大量供給による資源配分の効率化・適正化を内容とする「国民経済の合理化」の実現という点においても、こうした生産性の高い兼業大資本への規制を撤廃し、市場での供給拡大を政策的に促進することが、需要者へ

より安価で大量の酸素供給を実現することができ、資源配分の効率化がはかれるといえるのではなからうか。しかしながら、事実としてはそうした運営が政策主体によって追求されたのではないことは上述のごとくである。

以上からも明らかなように、宮島氏にとって、議論の関心は官僚理念の実現問題、つまり「適正利潤」の保障と合理化促進、あるいは需要者への低廉かつ安定的な商品供給による資源配分の効率化の問題にあるのであって、そうした問題意識からでは当然のことながら、たとえ兼営大資本が生産的に需要者への低廉かつ安定的な供給を担いうとしても、それを規制してまでなぜ專業中小資本の存続を重視する政策がとられたのか。あるいは限界企業の整理を促進し産業合理化を推進するというよりは、むしろ生産的に劣位な中小資本の保護に重点があったのはなぜかといった、統制法の運用上注目すべき諸点が氏の問題関心から抜け落ちることになっている。言いかえれば、われわれが統制法を分析する場合は、「適正利潤」の獲得・資源配分の効率化如何の問題が着目すべき基本問題であるというよりは、むしろこうした資本救済の側面を積極的に評価してゆく立場に立つ必要があるということがわかるのである。

以上はカルテル助成に関するものであったが、氏の基本的視角に起因する問題は、カルテル規制に関連した分析においても同様な問題を生じることになっているように思われる。そこで、宮島氏によって、業界側に適用の必要性が認められなかったにもかかわらず、あえて法の適用を受けた業種として取上げられた鉄鋼業と綿糸紡績業に注目することにより、それを検討してみよう。

最初に鉄鋼業は、そのカルテル協定成立年次に着目するならば、銑鉄および鉄鋼で20年代後半に成立したほかは統制法が制定をみた前後に成立していることがわかる。これは昭和恐慌の深刻化に伴い、「其儘に推移すれば結局共倒れとなる虜が濃厚となって来たので……特に昭和五年下半年期以来主要鉄鋼材全般に

---

(注49) 前掲宮島「昭和恐慌期におけるカルテルと政府」282頁。

亘る統制結成の機運が醸成せられ<sup>50)</sup>ていたことによる。そうしたなかで統制法が制定され、成立まもないあるいは恐慌下に統制力の弱化しているカルテルに対して「同法に依って統制協定の強化を図る途が拓かれ<sup>51)</sup>ることになったのである。ところが、宮島氏は鉄鋼業での運用に関して、①「加盟企業の協定不履行、あるいはアウトサイダーの市場攪乱という事態は基本的に存在しなかった」という事実認識に基づき、「重産法の適用がカルテル助成効果を及ぼす余地がそもそもなかった」とされる。しかし、②それにもかかわらず政府が当該業を適用対象に加えたのは、鉄鋼業が「基礎工業」であるとの判断から適用を勧奨し、業界もそれを受け入れたからであると結論されている<sup>52)</sup>。

その場合、この事実認識がかりに正しいとするならば、そこには統制法が有する公益規定との関連において、重大な問題を生じていることに注意しなければならない。すなわち、①の指摘のとおり当該業ではカルテル統制力が維持され、国家によるカルテル助成は必要なかったとするならば、法の適用は業界にとってたいしたメリットではなかったことになるが、そればかりではない。そうした業種が統制法の適用を受けることは、適用前とは異なり公益規定に基づき独占行為を規制する法的根拠を政府に与えるという新たな問題を投じることになるのであって、従来の産業の自治を脅かされるマイナスの意味を持つことにさえなりかねないからである。

つまり、そもそも国家の助成を必要としない業界のカルテルにとっては、適用への反対こそすれ、逆に②のように政府から勧奨を受ければ統制法の適用を甘受するというものではないということである。事実、国家によるカルテル助成を必要としなかった綿糸紡績業では、「統制法ヲ適用セラル、トキハ第三条 [公益規定]ニ依り協定ノ変更又ハ取消シヲ命ゼラル、懼アル」<sup>53)</sup>として、強硬

---

(注50) (注51) 商工省臨時産業合理化局『産業合理化時代の自治的産業統制』(通産省『商工政策史』第9巻、1961年復刻所収) 421頁。

(注52) 以上、前掲「昭和恐慌期のカルテルと政府」276頁。

(注53) 前掲『産業統制委員会議事録』第2回。

な適用反対を要請していたのである。これに対して、鉄鋼業は綿紡績業とは異なり、業界自身が適用反対の態度をとったにもかかわらず法の適用をうけた業種ではなかった。

つまり宮島氏の場合、カルテル助成効果という点では業界が統制法の必要を認めない点、あるいは「基礎工業」として政府から適用の勸奨を受けた点では鉄鋼業と綿紡績業とは同様でありながら、前者は適用を拒否することなく受け入れ、後者はそれを強硬に反対したという結論が出されているのである。しかしそれでは、なぜ鉄鋼業は紡績業のように業界にとってメリットのない統制法の適用に強硬に反対しなかったのかという疑問が直ちに提示されることになる。逆にこうした点に着目するならば、他方で公益規定を根拠に政府の管理を受けるということに譲歩しつつも、なぜ鉄鋼業が統制法の適用を政府に要請し、また政府が実際に適用に踏みきったのかというさらに踏み込んで考察すべき重要論点が浮かび上がってこよう。言いかえれば、単に政府からの勧めに応じたから、あるいは政府にとって「基礎工業」だったからというわけではなく、そこにはむしろ業界としてもカルテル助成を必要とする経済的根拠があったと理解すべきものと思われるのである<sup>54)</sup>。

そこで問題は、宮島氏がこうした点に注目することなく、単に「基礎産業」だから適用を受けたという指摘にとどまることになった原因だが、それはやはり氏の分析視角にあったといわざるをえない。すなわち、氏は政策当局がカルテル助成を必要とする産業に限らず統制法の「適用範囲の拡大」を指向した点を以下のように理解されている。「カルテルの指導による産業ないし国民経済の合理化を構想する合理局からみれば、指定 [法の適用業種の選定] は網羅的に

---

(注54) したがって、こうした点をさらに考察してゆくためには、本文で指摘した宮島氏の事実認識①～②に関する再検討の必要があると思われるが、それは本稿の課題ではない。分析視角の検討を主題とする本稿においては、本文でみたように、さらに立入って考察すべき重要論点がありながら、宮島氏の視角からではそうした点が軽視されてしまうことになっているという問題の所在を指摘するにとどめ、別稿に譲りたい。

なされる必要があったし、そのことはまた、〈企業ノ統制ニ関スル事項〉を管掌するにもかかわらず、この時点ではいまだカルテル協定すら完全には補捉していなかった同局のセクショナルインタレストにもまさしく合致していた。<sup>55)</sup>。

みられるように、①上述のように官僚の政策理念を実現してゆくものとして統制法ならびにその運用を理解する視角に立つ場合、官僚が統制法の「適用範囲の拡大」を指向して、いかなる産業をも可能な限り“網羅的に”包摂する形で統制法の対象とすることがはじめから前提されており<sup>56)</sup>、②このことから単に政府にとって「基礎工業」だという産業をも統制法の対象とされたとする上述の結論も、“政策当局のセクショナルインタレストに合致するもの”としてなんら疑問の余地なく導出されることになったと思われるのである。

さらに、こうした分析視角に関連した事情は、綿糸紡績業への運用に着目する場合でも同様の問題を惹起していると思われる。宮島氏においては、当業への統制法の適用は、「紡連の操短活動の自主規制を促し、織布部門への低廉かつ安定的な商品供給」を意図した措置として取上げられている。それと同時に他方では、「綿工連の激しい操短緩和運動を重視する合理局官僚の積極的な運用姿勢」に着目し、それを「需要産業の利害噴出を宥和する機能が期待された」事例として意義付けておられる<sup>57)</sup>。

そこでまず考慮すべき点は、1920年代には紡連に対して不介入の態度をとっていた政策当局が、なぜ昭和恐慌下にその方針を転換して、「相当強硬なる」態度<sup>58)</sup>により紡連のカルテル行為の規制に取りくむことになったのかということ

---

(注55) 前掲「昭和恐慌期のカルテルと政府」270頁。

(注56) 既に本節第1項で指摘したように、法の成立過程においても、カルテル助成が必要な業種か否かに関係なく産業界全般をできる限り網羅的に対象におさめることが官僚の構想として前提されており、商工官僚が官僚制度を利用して自己の政策理念に近い形に法文を修正したとされていた。そこでこうした基本的視角の延長で、運用過程においても、実際に網羅的な適用が指向されたものと理解されているのである。

(注57) 以上、前掲「昭和恐慌期のカルテルと政府」288～289頁。

(注58) 『中外商業新報』1931年4月22日。

である。すなわち、一般的抽象的に織布部門への低廉かつ安定的な商品供給あるいは資源の適正配分の目的からということならば、それがどうして1930年代以降に特有な問題といえるのか。さらに同様の疑問だが、需要産業の利害噴出の宥和についても、「国民経済の合理化」の実現という宮島氏の基本的視角に立つと、なぜ昭和恐慌以降そうした宥和が必要となってくるのかは判断しがたい。あえて氏の枠組にそってそれを説明するとしたならば、上述のように20年代でも官僚はそうした措置の必要性を感じていたものの「財界」などの反対から実現しなかった。それが昭和恐慌の深刻化のなかで実現しえたということになる。しかしながらそれではあまりに政治力学的理解にとどまるといわざるをえないし、そもそも「財界」への低廉かつ安定的な商品供給あるいは資源の適正配分を実現するという目的ならば、どうして20年代に「財界」がその実現に反対する必要があったのかという点も疑問となつてこよう。

さらに氏のようにカルテル規制の意図をとらえたとするならば、需要産業側がカルテルを擁する大工業業種の場合でも、こうした目的から介入がなされるはずである。ところが既にI節でみたように、カルテル規制を意図した運用としては、そのようないわば独占間の調整を行った事実はなく、需要者がカルテルへの対抗力の弱い中小資本ないしは労働者・農民等の場合の救済を主とした対策であった。

すなわち、カルテル規制の分析に関しても宮島氏の問題関心は、一般的に需要産業への低廉な商品供給、資源の適正配分、利害噴出の宥和の調整という点にあり、このことからさらに踏み込んで、需要産業がカルテルを擁する大工業業種の場合には国家が積極的に介入する姿勢を示さなかったのに対して、それが中小工業業種の場合には、「中小工業保護の上から」中小資本の経営安定を重視した政策運営が重要となったという、昭和恐慌下の統制政策のあり方を理解するうえで注目すべき点を軽視することになっているといえよう。

そこでふりかえって、こうした点を積極的に評価してゆくためには、統制法

のカルテル規制策についても、むしろ大恐慌に対処し体制安定をはかるための対策の一環であったとする視点が重要となってくる。言いかえれば、「恐慌対策としての側面のみを重視する通説」<sup>59)</sup>に批判的な宮島氏とは異なり、むしろ恐慌対策としての側面を重視する視角が依然として重要な基本的視角であるということである<sup>60)</sup>。すなわち、大恐慌による不況圧力が深刻化するなかで、30年代以前と同様に統制力の強固なカルテルの独占行為を放置することは、体制不安をさらに激化させるものとしてもはや許容しうる状況にはなかった。しかも先の綿工連の激しい抗議からもうかがえるように、特に不況抵抗力の脆弱な中小資本にとって、供給カルテルの独占行為は自己の存立を左右しかねないものであり、政府としても中小資本救済による体制安定の必要からカルテル規制をおこなわざるをえなかった。紡績業への統制法の適用に代表されるカルテル規制策とは、このような視点からとらえるべきではなからうか。

さらにこうした点を重視する視角に立つならば、前節でも言及したように、統制政策の基本法として昭和恐慌下に同時に成立した重要産業統制法と工業組合法とは、単に対象を異にする別々の法であったわけではなく、同一の目的を有し、しかも重要産業統制法の公益規定を通じて密接な関連をもっていたという、従来の所説が着目してこなかった点にも光をあてうることになると思われるのである。

---

(注59) 前掲「昭和恐慌のカルテルと政府」289頁。

(注60) カルテル規制的運用は、宮島氏にとって景気変動のうちでも主として好景気のなかで選択される運用手段と理解されている。このことから、昭和恐慌期にみられたカルテル規制的運用は、「重産法は、その言葉どおり恐慌下においてすでにカルテル規制を念頭において運用されていたことが、恐慌対策としての側面のみを重視する通説との関連で注目されるべきである」(同上、289頁)という指摘からわかるように、後の景気回復期のいわば先取りの運用と考えられているようである。

すなわち、氏にとって昭和恐慌下のカルテル規制的運用は、景気回復期の先取りの運用であり、それを恐慌対策として重視する理論的方向は後継に退くことになっている。またそれゆえに、先の引用にみられるように、恐慌対策の一環としての運用と理解する分析視角を批判することとなっているわけである。

### III. 重要産業統制法の分析視角

以上、I節およびII節において、重要産業統制法研究史上注目される所説に関して、その分析視角とそうした視角に起因する問題点とについて考察してきた。そこで最後に以上の検討を通じて明らかとなった主要論点を、統制法の基本的側面、政策課題、および現代国家の理解という視点から概括すれば、およそ以下のように整理することができよう。

まず、各説の間で認識の相違をもたらした第一のポイントは、恐慌対策の側面を重視する視角に立って統制法の基本的性格を論理化するか、あるいはむしろ合理化促進的側面を強調する視角に立つかという点にあった。さらに第二として、統制法の政策課題に関してみれば、それを恐慌下に弱化した独占資本の支配力強化の実現にあったと理解するか、あるいは「国民経済の合理化」なる理念を抱く商工官僚が大恐慌以前から構想してきたその理念をいかに自己実現してゆくかという問題として理解するかとの相違となっていた。そして第三としてこれらの相違は、より根本的には大恐慌を契機として新たな対応をせまられるに至った現代国家を、独占資本との関連でどのようにとらえるかという視角の相違に起因していた。すなわち、両者の関連を帝国主義段階と基本的には同様であると理解し、このことから現代国家も、一方で他者への犠牲を強要しつつ統制法によって独占資本の要求に応じてゆくものととらえるか、それとも官僚の政策理念と独占資本の利害とは一致しておらず、現代国家は上述の官僚理念を自己実現する国家であると理解する視角に立つかという相違である。

その場合、まず第一の論点に関しては、特に統制法に員数規定が採用され、限界的小資本の救済も行いうるカルテル助成の方法が採用されたこと。しかも、それは合理化構想を抱いていたとされる商工官僚自身が、大資本の反対をおしきる形で積極的に導入を意図した事実などに注目するならば、大恐慌に

よる不況圧力が深刻化し経営破綻・企業整理が進展するなかで、それにもかかわらずさらに経営危機に陥った資本の整理を急速に促進するという恐慌前の合理化構想が依然として採用され、その意図から運用されたとはいいがたいことをみてきた。そこで、こうした点をふまえるならば、昭和恐慌は官僚理念を反対者にも納得させ現実化する恰好の手段となり、その結果、合理化促進策としての統制法が制定されたとする宮島説とは異なり、高瀬氏をはじめこれまでの通説的見解が指摘してきたように、不況の深刻化とともに当初の合理化構想は転換をせまられ、現実に制定された本法はむしろ大不況への救済策となっていたという点が、なお重視されねばならないということであった。

ところが第二の論点に関連して、高瀬説では恐慌対策としての基本的側面を重視しながらも、その課題を独占資本の補強に一面化するかたちでとらえ、中小資本や国民に対しては犠牲を一層増幅させる政策ととらえていた。こうした視角に立つならば、本法が有する員数規定や公益規定など、中小資本にとって有利な統制規定、あるいは中小資本・労働者・農民への独占行為の弊害をチェックする規定を積極的に評価しえないという問題をもっていた。

かくして第三の論点に関連して、そうした統制法の内容を積極的に評価してゆくためには、現代国家と独占資本との関係がかつての帝国主義段階と異なるに至ったという分析視角に立つ必要があった。そこでその点を意識的に留意するならば、統制法によるカルテル補強という場合の“補強”の意味を改めて明確にすることが必要になる。つまり、同じ補強とはいえ①帝国主義期の経済政策と同様に独占資本の蓄積ないしは独占利潤の増進を国家が助成することと、②帝国主義期にはみられなかった体制危機の状況下で、日本資本主義の体制安定の一環として、壊滅の危険にある独占資本の救済を行うこととの区別にほかならない。その場合、統制法のカルテル補強とは、あくまで②の意味での補強であり、逆に国家の助成が①の目的で独占体に利用され、上述のように恐慌下に体制不安を増幅させることになる場合には、これをチェックするという性格

のものであった。すなわち、①とは性格と目的とを異にしていた点を明確にする視角に立つ必要があるということであった。

そうした従来の視角への反省に立つならば、宮島説が、統制法の担う国家の課題——氏にとっては官僚理念——と独占資本の利害とがもはや同一とはいえないことを指摘された点は、研究史上重要な貢献であったといえよう。とはいえ氏の場合、せつかく現代国家と独占資本の利害とが乖離している証左として員数規定・公益規定に注目されながらも、前者の員数規定の採用に関しては、低生産性中小資本の整理促進による合理化の実現を基本的課題ととらえる氏の分析視角に制約されて、それを帝国主義期と同様の社会政策的措置として、あるいは後の法改正で是正されるべき不適切な規定としてきわめて消極的に位置付けるにとどまっていた。しかも、そもそもこうした措置を安易に社会政策ととらえるのでは、帝国主義期のそれとの区別をどう理解するのかという理論的問題をも内包することになっていたのである。

また、後者の公益規定に関しても、これを低廉豊富な商品供給による資源配分の効率化措置と抽象的に意義付けることになっていた。しかし、そうした効率化がなぜ30年代以降、現代国家にとって特有の重要問題となるのかが明確にされる必要がある。さらに、統制法の歴史的意義は、そうした単なる資源配分の効率追求の問題にとどまらず、公益規定による独占行為の規制が資本主義の体制維持との関連で具体的にいかなる問題に対処するものであったかという視角からとらえる必要があるということであった。

かくして以上の主要論点をふまえ、重要産業統制法の分析において、われわれが明確にしておかねばならない視点を列挙するならば、以下のようなだろう。

まず第一に、大恐慌へ対処する恐慌対策としての側面を基本にするということであった。さらに付け加えれば、統制法は大恐慌として発現した体制危機に対処し、日本資本主義の体制安定を実現する政策として分析されるべきであるということになる。

さらにその体制安定とは、「国民経済の合理化」という一部の官僚理念の自己実現上の問題に矮小化してとらえるのではなく、現代資本主義に特有な資本主義体制の存続維持という視点からとらえる必要があった。しかもそれは、単に独占資本の支配力を補強すれば実現できるというものではなく、他方で中小資本の救済や失業の抑制・国民生活水準の安定が同時に重視されねばならなかった。すなわち、昭和恐慌の深刻化した「5年[1930年]7～10月の窮迫は、……財界危機の形におけるそれのみではなかつた。恐慌のシワ寄せは、……農村、中小企業、失業者に集中して、これらを放置することは政治上到底できないところまで窮迫していた」<sup>61)</sup>と高橋亀吉氏が指摘されているように、“財界危機”下での独占資本の補強とともに、中小資本の救済や国民生活の安定が主要課題とならざるをえないほどに政治問題化する状況におかれていたからである。いいかえれば、本法による資本の救済は、もはやかつての社会政策と同様に、帝国主義期の経済政策を補完するいわば二次的・付屬的な措置にとどまらない基本的経済政策であったととらえることができよう。

つまり以上を包括すれば、統制法によって国家が対処すべき政策課題とは、大資本か中小資本かによらず<sup>62)</sup>不況圧力をうけ倒壊の危機に直面する資本を救済し、さらにそうした救済に阻害要因となる独占行為はこれを規制することにより日本資本主義の体制安定をはかるというものであった。そして、そのことが他面では大量失業の発生を抑制し、あるいは農民・労働者の資本主義体制内へのつなぎとめの一環としての意味を有していたのである。

ところが、そもそも以上のような課題の実現は、元来「独占的利益を目標とし、基準とする」<sup>63)</sup>独占資本の行動とは必ずしも相いれない性質のものであり、

---

(注61) 高橋亀吉『大正昭和財界変動史』中巻、東洋経済新報社、1955年、1094頁。

(注62) 特に大資本も中小資本も、その資本規模にかかわらず、国家の介入を要請する際に各々一議決権となっていた点にそれを見とることができよう。

(注63) 宇野弘蔵「資本主義の組織化と民主主義」、『宇野弘蔵著作集』岩波書店、第8巻所収、286頁。

また大恐慌下に危機に直面している独占資本にとって到底負担しうるものでもなかった。ここにおいて、現代国家は帝国主義期とは異なり、独占資本の利害とは相対的に独立した関係に立ちつつ、そうした体制的課題の実現にあたるということになるのであって、われわれとしては以上のような一連の関係を統制法分析上の基軸的視角にすえるべきであると思われるのである。

## 結 語

周知のように資本主義の発展段階である帝国主義期は、基本的に金融資本が自律的に経済過程を処理しうることを前提に、経済政策はそうした資本の蓄積を補助的に促進する関係にあった。いわば“産業の自治”を前提に、国家はかかる自治を侵害しない形の政策を講じていけばよかった。見方をかえれば、この枠組みのもとでは、失業問題や中小資本・農民問題が惹起されつつも体制危機的問題に発展することなく、一部補完的に社会政策的措置により対処することで現実的解決をみていたといえる。

ところが大恐慌の発現は、それまでの前提であった金融資本による経済過程の自律的処理をも不可能とし、上述のように“産業の自治”に任せておいたのでは、支配的資本の存立自体をも危険にさらすことになった。そしてそれと同時に、「中小工業問題は、大恐慌下の日本資本主義において、失業＝労働問題または農業問題とともに、天皇制国家が直面している政治問題」<sup>64)</sup>へと発展することになったのである。

かくして政策当局は、“産業の自治”原則を一部修正してでも、こうした問題へと対処せざるをえなくなった。すなわち、もはや一部の業種を救済すること、あるいは部分的補完的に社会政策を講じるにとどまらず、日本資本主義の体制安定のためには産業全般を対象とする資本救済的経済政策を必要とした。本稿の冒頭で指摘したように、業種を特定しない産業統制の一般法である重要産業

統制法は、工業組合法とともにそうした現実的政策としてとらえることができる。また、本稿でみてきた員数規定・公益規定をそれぞれ中核としたカルテル助成およびカルテル規制も、以上のような現代国家のあらたな政策課題を実現する統制手段であるとする視点にたつて、はじめてトータルにとらえることができると思われるのである<sup>65)</sup>。

---

(注64) 江口圭一「産業合理化と天皇制」、『日本史研究』第51号、1960年所収、2頁。

(注65) 重要産業統制法の分析視角を検討する場合、当然ながら、その延長上において現代資本主義の分析方法および課題が問題とされることになる。かかる本格的検討は本稿の課題ではないが、その場合、宇野弘蔵氏の前掲論文「資本主義の組織化と民主主義」および「世界経済論の方法と目標」(『宇野弘蔵著作集』岩波書店、第9巻所収)を出発点として最近に至る現代資本主義に関する方法論研究に注目することができる。なぜなら、それらは現代資本主義論の核心として、国家の担う新たな役割とその課題といった、重要産業統制法の分析を行ううえでも主要ポイントとなる論点に関して、いわゆる古典的帝国主義期との質的相違を意識的に留意しつつ、その解明方法を検討しているからにほかならない。本稿の考察も、理論的にはこれらの先行研究に多くを負っている。

なお、宇野派の現代資本主義論に関する主な文献としては、大内力『国家独占資本主義』東京大学出版会、1970年、加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』東京大学出版会、1973年、同『現代資本主義の歴史的位相』(『経済セミナー』1974年2月号所収)、馬場宏二『現代資本主義の透視』東京大学出版会、1981年、同『富裕化と金融資本』ミネルヴァ書房、1986年、降旗節雄〔編〕『現代資本主義論』社会評論社、1983年、榎本正敏〔編〕『現代資本主義の基軸』雄松堂、1984年、小松聡『ニューディールの経済体制』雄松堂、1986年等を挙げることができよう。ただし、こうした宇野派諸家による現代資本主義方法論といっても、必ずしも統一の見解が確立されているわけではない。それらの論争等に関しては、差し当たり同上降旗『現代資本主義論』、小林正雄『現代資本主義論』青木書店、1982年等を参照されたい。